

令和6年大崎上島町議会（第2回）臨時会会議録（第1号）

1 令和6年8月27日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1 番	閑 田 大 祐	2 番	森 若 徹
3 番	渡 辺 年 範	4 番	浜 田 幸 造
5 番	尾 尻 康 二	6 番	進 藤 雅 通
7 番	水 橋 直 行	8 番	森 ル イ
9 番	上 青 木 至	10 番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

6 番	進 藤 雅 通	7 番	水 橋 直 行
-----	---------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮 地 丈 彦	書 記	岡 田 愛 子
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷 川 正 芳	副 町 長	小 田 博
教 育 長	佐々木 智 彦	総 務 課 長	坂 田 誠
企 画 課 長	竹 下 良 二	税 務 課 長	平 道 龍 二
住 民 課 長	亀 井 成 美	会 計 課 長	岡 田 貴 美
福 祉 課 長	川 野 義 彦	保 健 衛 生 課 長	川 本 亮 之
地 域 経 営 課 長	三 村 竜 也	建 設 課 長	藤 原 通 伸
下 水 道 課 長	下 川 昇	教 育 課 長	山 本 秀 樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第5号 専決処分した事件の報告について
- 第4 報告第6号 専決処分した事件の報告について
- 第5 議案第51号 工事請負契約の締結について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまから令和6年第2回大崎上島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において進藤トシミチ議員、水橋直行議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

9時15分から再開いたします。

午前9時01分 休憩

午前9時21分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

その前に、先ほど進藤議員の名前を間違えましたので、大変失礼しました。進藤議員には心からおわび申し上げます。「雅通」議員が本当のお名前であって、先ほど僕が言ったのは間違いでした。すいません。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第5号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第5号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年7月16日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告する

ものです。

内容は、令和6年5月22日に職員が庄原市役所へ公務による出張中、同市役所の駐車場において駐車しようとした際、確認不足により駐車スペースの右側に駐車していた相手方車両に接触し損傷させたため、その修理費12万5,800円を損害賠償額として示談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、報告第6号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第6号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年7月25日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和5年11月8日に大崎上島町明石2611番地4地先路上において、職員が公用車を運転中、県道を右折しようとしたところ、仮設道に進入しようとした相手方の車両に接触し、乗車していた相手方に損害を負わせたため、その治療費等27万2,710円を損害賠償額として示談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第51号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、木江保健福祉センター改修工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

この工事については、8月8日に地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により信谷建設株式会社と契約金額1億2,430万円で仮契約を締結しております。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 木江保健福祉センター改修工事について詳細を説明をさせていただきます。

工事概要につきましては、主に5点となります。

1点目として、男女トイレの改修で、和式を洋式に変更3か所、シャワー室の用途変更に伴うトイレ新設2か所、洗面ビニール床シート貼りへ変更及び排水溝の撤去、男女トイレの入り口に仕切り板1か所の設置、2点目として屋根の1,034平米の改修、3点目として太陽光パネル16枚、蓄電池1基の新設、4点目として外壁290平米の塗装、5点目として内装、壁54平米、天井44平米の貼り替えなどとなります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 雨漏りの原因となった植栽ですよ、樹木。これについてはどのように考えとるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 外構の樹木につきましては、屋根に落ち葉が落ちないように、一部を撤去する計画でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） じゃあ、次の質問です。

これ、2 回入札が不調に終わったわけですが、その2 回目の行政側の入札額と今回の契約金額の差額というのはどのくらい出てるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 1 2 5 万円でございます。

○1 番（閑田大祐君） はい、分かりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

尾尻議員。

○5 番（尾尻康二君） 太陽光発電で今回電源を確保するように、蓄電池も含めてやっとなるようなんですが、これで全部賄えるような形になるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 木江の保健センターの年間の電気の使用量が約3 万5, 0 0 0 キロワットアワーでございます。それに対しまして今回、太陽光パネル新設に伴う年間の発電量の推測でございますが、5, 8 8 0 キロワットアワーということで、6 分の1 程度は賄えますが、あとは中国電力からの電気を買うようになると思います。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

ほかに質疑はありませんか。

水橋議員。

○7 番（水橋直行君） 今回のこの工事に対しての主目的というか、劣化等々があったり、利便性がよくなったりする意味で地元住民、利用者に対する向上が目的だとは思いますが、主目的のほうを教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 主目的につきましては、屋根の老朽化による度重なる雨漏り、それに伴います設備不良、また施設の耐久性の悪化などの問題を生じているために、屋根の全面改修とともに外壁、内装等の整備の改修を行うものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これ僕、2回不調になったときに、昨年度の入札について懸念を持って、今年ももしかしてそのまま流すような最低な結果をするんじゃないんかと思って懸念しとったところ、担当課が一生懸命頑張ってくれて、随契で、利用者、町民の方に不安、不便のないような体制を取ってもらったことに、誠に僕はうれしく思っております。

これ、町長、建設課長にはっきり言いたいんですが、これは質問というよりは苦言です。昨年、地元の住民が今住んでいて、工事がまさに進んでいる町営住宅に対して2回ほど不調になり、その後随契の努力もせず、1度何かお話をちょろっとしたみたいですけど、せず、まさに人が住んでいる、生命、財産が脅かされかねない状態のものに対して、流してそのまま工事を止めるという最低な決断を昨年しております。

今回の入札、随契を見てのとおりだと思うんですが、我が町の役場の職員の方々、ちゃんと次のことを見て、ちゃんと利便性を考えて、次の施策が取れて随契も取れるだけの能力を持っている方々です。トップの判断が結果、一番左右されるのが、今のこの町、ちっちゃな町である、トップの判断が必要なんです。そこに対して、今南海トラフ地震が懸念されるという町民に対して、耐震性が低いから不安全なとかというだけではなく、健全なところでも怖いような状態にあるような、放送までいっぱいしたりしていました。ただ、町を振り返ってみると、そういう耐震性の悪い建物をそのまま放置し、町民を危険にさらす状態のまま、今、次の施策にまだまともに着手されていないような状態にあるように僕は聞いております。

まず、何を一番大切に考えないといけないのか、町長、建設課長、しっかり考えた上で今後の対策をしていただきたいと思います。

また、保健衛生課の方、皆さん一生懸命頑張ってくれて、次の町民の利便性、不安を取り除いていただきましてありがとうございます。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第51号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり決定されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和6年第2回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時33分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員